入札参加資格者 様

西尾市長 中 村 健 (公印省略)

入札業者の選定方法等について(通知)

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があります。一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加について下記のとおり取り扱うこととしますので、ご承知おきください。

1 事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の 同一入札への参加は認めないこととする。

2 基準

以下のいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

- ①子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。)の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ※ただし、子会社等又は子会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存在中の会社である場合は除く。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

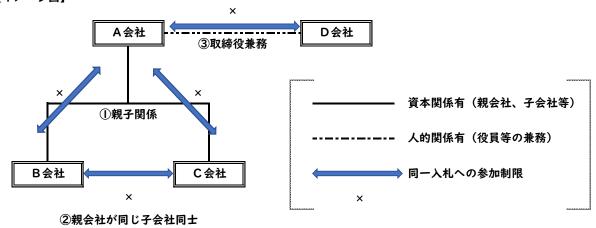
- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に

兼ねている場合

- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ※ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存在中の会社である場合は除く。
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と 同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

【イメージ図】



(連絡先 総務部財政課契約検査担当 直通電話 65-2163 内線 3505~3507)